

〈重度心身障害者・子ども・ひとり親〉医療費受給者証をお持ちの方へ

# 大洲市から転出される際のお願い



重  
心



子  
ど  
も



ひ  
と  
り  
親

受給者証は必ずご返却ください

これから病院にかかるときは

**引っ越しました！**

と**必ず**お伝えください



- ◆ 受給者のみなさんの医療費は大洲市が支払っています。
- ◆ 医療機関は、カードの番号で大洲市へ医療費を請求しています。
- ◆ カードを出さずにいたら、医療機関には正しい番号が伝わりません。

必ず**住所が変わった**（助成自治体が変わった）ことをお伝えいただき、正確な医療費助成を行えるよう、ご協力をお願いいたします。

受給者番号が変わるタイミングはココ！

**住  
定  
日**  
じゅうていび

新住所地で転入手続きの際に  
記入する「住み始めた日」です。

※ 大洲市で記入いただいた  
転出予定日ではありません。

もし、  
受給者証の返却忘れ & 住所変更の伝え忘れのまま、  
大洲市の番号で受診してしまったら……

医療費の返還を求める場合があります。  
ご不安やご不明点がございましたらお問い合わせください。

大洲市役所 市民課 高齢者医療係  
☎0893(24)1713 平日8:30~17:15